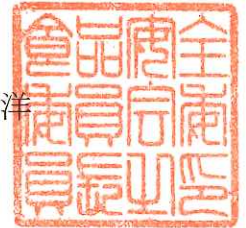




府食第 383 号
平成 29 年 5 月 30 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 29 年 5 月 24 日付け厚生労働省発生食 0524 第 12 号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

このことについては、平成 29 年 2 月 28 日付け府食第 104 号により食品健康影響評価結果を通知したところであり、その後、新たな科学的知見の存在は確認できないことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。